

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の一部実施・非該当一覧

原 則		一部実施・非該当	一部実施・非該当理由
原則 6 注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえ、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものにするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な責任をもつするリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明確にし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行なうべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 2 注 1	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロセスにおいて、各プロセスにおける権限を明確に定め、各プロセスにおける監督体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 2 注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPOCOA サイクルを確立すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 3 注 1	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良いサービスを提供した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであることを勘案して、商品の組成に携わる金融事業者の特性等に応じて、顧客の選択の利便性を考慮する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理賃が漫透するよう情報連携すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 3 注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、意匠性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 3 注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良いサービスを提供するため、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の選択の利便性を考慮する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定すべきである。この際、商品を購入する際の特徴等に応じて、顧客の選択の利便性を考慮する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 3 注 4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最も顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の選択の利便性を考慮する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定すべきである。また、金融商品の組成後における検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を事前に交換する形で検証すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 4 注 1	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の販売や見直しに反映するなどとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際の購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 4 注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、意匠性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に評価するよう、付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。当該金融商品の提供が付加価値の提供が達成できない場合には、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 4 注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。金融商品の商品性に応じて情報連携を行う場合に、商品組成の改善、他の金融商品との併合、線上販売等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 5 注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 5 注 2	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 5 注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行なう者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に行なう者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資資本等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。
補充原則 5 注 4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	当社は生命保険を扱う保険代理店であり、商品の組成は行っておらず、本原則は対象としておりません。